

メンタルヘルス不調で休職している従業員への職場復帰支援

聖隷予防検診センター 副所長 医師 野畑 俊介

職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は約6割にのぼり、心の健康問題により休職する労働者への対応は、事業場にとって大きな課題となっています。

参考：厚生労働省：改定「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」

職場復帰の原則は

3

- 1 症状・生活リズムが改善している
- 2 主治医が職場復帰可能であると判断
- 3 本人が職場復帰を希望している



第1ステップ

第1ステップ

休職開始および休職中のケア

事業者から、いつまで休職できる・有給休暇残日数・休職中の給与の取り扱い・傷病手当金などの説明が必要です。

- 休職中の連絡窓口は1本化
- 連絡は必要最小限（月1回くらい）

休職前半 無理せず十分に休む
休職後半 規則的な生活を心がけ、昼間寝ない
自分ができることから取り組む
●図書館で本を読む
●好きな趣味を始める
●散歩 など

第2ステップ

第2ステップ

主治医による復職可能の判断

事業者は本人から 復職希望の意思が伝えられた後、事業者は主治医に復職可能の診断書の提出を求めます。

第3ステップ

第3ステップ

復職の可否に関する判断および職場復帰支援プランの作成

事業者は病状・生活リズム・基本的な業務遂行能力の評価・就業に対する労働者の考え・職場での支援や受け入れ態勢・対人関係等の状況など復職に影響する要因について検討します。
これらをもとに産業医等による職場復帰の可否の判断および、職場復帰支援プラン※を作成します。

※休職していた労働者が復職するにあたり復職日・就業上の配慮など個別具体的な支援内容を定めたもの。

第4ステップ

第4ステップ

最終的な職場復帰の決定

事業者が職場復帰の最終決定をします。

職場復帰

第5ステップ

第5ステップ

職場復帰後のフォローアップ

上司や産業医は定期的に面談を行います。体調や就業状況を確認し、職場復帰支援プランを柔軟に見直しながら対応します。

心の健康問題は再発や退職につながりやすいものです。

休職となった従業員への職場復帰支援は、事業者にとっても、本人やその家族にも大切です。プライバシーの保護は厳格に行い、本人の不利益にならないようにすることが重要です。

保健事業部HP
ストレスチェック



ストレスチェック・集団分析について（新規のお問合せ）

営業契約課 ☎ 053-477-0587

▶受付時間（祝日除く）…月～金曜日8:30～17:00

ストレスチェック後の医師面接予約

予約課 ☎ [浜松地区] 0120-938-375 ☎ [静岡地区] 0120-283-170

▶受付時間（祝日除く）…月～金曜日9:00～16:00/土曜日9:00～12:00

ストレスチェック実施後の保健師・看護師による相談・職場活性化の支援

聖隷労働衛生コンサルタント事務所 ☎ ☎053-473-5529

▶受付時間（祝日除く）…月～金曜日8:30～17:00